

生命保険 16 : 医療保険の考え方

●医療保険を選ぶ時のポイント

ポイント1 : 医療保険と医療特約

医療保障も死亡保障と同じように、保険期間が定まっている定期型と、被保険者が死亡するまで一生涯の保障がある終身型があります。また、定期型・終身型どちらの医療保障にも、主契約としての「**医療保険**」とオプションとしての「**医療特約**」があります。

ポイント2 : 入院給付金

入院給付金は、「1日につきいくら」という日額分を、給付対象となる入院日数に乗じて受け取ります。給付金の受け取り方は「何日目から受け取れるか」「1入院につき最大何日まで受け取れるか(給付日数)」「保険期間を通して最大何日まで受け取れるか(通算日数)」があります。

- ◎何日目から受け取れるか
- ◎1入院につき最大何日まで受け取れるか(給付日数)
- ◎保険期間を通して最大何日まで受け取れるか(通算日数)

ポイント3 : 免責日数

入院給付金は、給付される日数が商品によって決められています。受け取れない日数のことを「免責(めんせき)」と呼んでいます。

- ◎8日以上入院すると1日目から受け取れる ⇒免責なし
- ◎5日以上入院すると5日目から受け取れる ⇒免責4日
- ◎5日以上入院すると1日目から受け取れる ⇒免責なし
- ◎1泊2日以上入院すると1日目から受け取れる ⇒免責なし
- ◎日帰り入院から受け取れる ⇒免責なし

例) 入院日額5,000円の医療保険に加入。病気で6日間入院

入院した日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	入院給付金合計
5日以上で5日目から (免責4日)	×	×	×	×	○	○	-	-	5,000円×2日分 =10,000円
8日以上で1日目から	×	×	×	×	×	×	-	-	0円

ポイント4 : 1入院と通算日数

1入院とは、一回の入院で給付金が受け取れる日数の限度をいいます。一回の入院と言っても、退院したあと同じ病気やケガを原因として再び入院した場合、1入院とみなす場合があります。再入院の間隔は180日以内や120日以内など、保険会社によって異なります。

通算日数とは、保険期間内で、入院給付金を受けたすべての日数を合計したものをいい、病気とケガそれぞれで限度が設けられています。**700日、730日、1,000日、無期限**などのタイプがあります。